

財務省告示第二百十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十年六月二十四日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十年七月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額	最低額面金
利付国庫債券（二十年）（第六十 二回、第六十三回、第六十八回、 第六十九回、第七十回及び第八 十五回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。	額面金額で千億円	九百九億四千二百九十八万八千 円	五万円

十四 利 子

れるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を、次のとおりとし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{発行対象国債の額} \times \text{期限} \times \frac{\text{発行対象国債の利率}}{100} \times 1}{2}$$

十五 償還金額
十六 入札の基
十七 準とす
十八 各発行対

象国債の
十九 利回り支
二十 元利金

(別表のとおり) 額 平成二十年六月十九日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値に掲載された各発行対象国債の平均値の単利本銀行とす。

十九 払場所 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十年六月二十四日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額
(利付国庫債券) (第二十六年) (第九回)	二・一%	平成三十年三月二十六日	三百七億円
(利付国庫債券) (第二十七年) (第十回)	二・四%	平成三十年三月二十六日	五十億円
(利付国庫債券) (第二十八年) (第十一回)	二・一%	平成三十年三月二十六日	百三十一億円
(利付国庫債券) (第二十九年) (第十二回)	二・二%	平成三十年三月二十六日	一億円
(利付国庫債券) (第三十年) (第十三回)	一・八%	平成三十年三月二十五日	六十一億円
(利付国庫債券) (第三十一年) (第十四回)	〇・八%	平成三十年三月二十五日	四百五十億円